

11月NEWS

(1) 税制情報

今回の税制情報は、年末調整についてご説明したいと思います。

・年末調整とは

年末調整とは、法人及び個人事業主が、雇用している給与所得者（従業員）への支給給与から年税額を計算し、1年間の源泉徴収税額との過不足額を求め精算する手続きをいいます。年末調整の結果算出された納付税額を雇用主が納付するため、従業員が直接税額を計算したり、納付などを行わなくてもよいことになります。

また年末調整は源泉徴収義務者の義務でもありますので、雇用主は必ず年末調整を行う必要があります。（2か所以上で給与の支給を受けている人は、1か所でしか年末調整は受けられませんので確定申告が必要な場合があります。）

・必要書類

年末調整に必ず必要になるのは以下の書類になります。

- ・給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ・給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書

控除できる項目がなくとも上記の2枚は必ず必要になります。

また、年の途中に入社された方に関しては、入社前の勤め先の源泉徴収票が必要です。

年末調整で控除できる項目は以下になります。

- ・配偶者控除
- ・扶養控除
- ・寡婦控除
- ・勤労学生控除 など

以下の控除には控除証明書、領収書などが必要になりますので大切に保管してください。

- ・配偶者特別控除（配偶者に所得があり、その所得が一定金額以下の場合のみ）
- ・生命保険料控除
- ・損害保険料控除（一定条件有）
- ・地震保険料控除
- ・小規模共済等掛金控除
- ・社会保険料控除（国民健康保険など）
- ・住宅借入金特別控除（2年目以降） など

1年間の給与所得から上記の控除金額などを差し引、給与所得に係る所得税額を計算します。

その後給与から差し引かれている源泉所得税との差額が不足額の徴収や還付になります。

・ **確定申告の必要な場合**

給与所得が 2,000 万円を超えている方、2 か所以上で給与の支給を受けている方、副業での収入がある方、確定申告のみで受けられる控除の適用を受ける場合は年末調整の後に確定申告が必要になります。

主な確定申告の必要な控除

- ・ 寄付金控除
- ・ 医療費控除
- ・ 初年度住宅借入金特別控除

年末調整は 1 年間の所得税を計算、納付するのはもちろんですが、翌年の住民税の計算にも関係する重要な手続きです。控除漏れで損をすることがないように注意したいものです。

(2) 11 月の主な税務

11 月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

| | |
|-----------|---|
| 11 月 10 日 | 10 月分源泉所得税の納付 (但し源泉所得税の納期の特例を受けている場合は、 1 月と 7 月の年 2 回納付となるため、今回の納付はありません。) |
| 11 月 10 日 | 10 月分住民税の特別徴収税額の納付 (但し住民税の納期の特例を受けている場合は 6 月と 12 月の年 2 回納付となるため、今回の納付はありません。) |
| 11 月 30 日 | 9 月決算法人の法人税の確定申告 |
| 11 月 30 日 | 9 月決算法人の消費税の確定申告 |
| 11 月 30 日 | 9 月、12 月、3 月、6 月の決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告 |
| 11 月 30 日 | 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告 |
| 11 月 30 日 | 3 月決算法人の法人税の予定申告 |
| 11 月 30 日 | 消費税の年税額が 48 万円超の 3 月決算法人の 6 月ごとの中間申告 |
| 11 月 30 日 | 消費税の年税額が 400 万円超の 12 月、3 月、6 月決算法人の 3 月ごとの中間申告 |
| 11 月 30 日 | 消費税の年税額が 4,800 万円超の 8 月、9 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 ヶ月ごとの中間申告 |

(3) スタッフの一言

朝晩の冷え込みが感じられるようになってきました。これから寒くなるにつれ風邪やインフルエンザなどが流行り始めるので、予防や体調管理に気を付けて過ごしたいものです。

担当 萩野